



第 13 号  
平成 26 年 6 月

## 多面的機能支払交付金に係る今後のスケジュール

- 追加活動申請書（又は、規約、協定書、活動計画書） **6月から順次受付開始中**  
市町村経由で協議会へ（業務方法書では、本年度に限り平成26年12月25日〆切）  
なお、**採択手続きが遅くなれば、必然的に交付金の交付が遅くなります。**
- ↓
- 協議会から採択通知
- ↓
- 交付申請  
交付申請書に、代表印を押印のうえ市町村へ提出 **貯金通帳のコピーを添えて**
- ↓
- 協議会から交付決定通知
- ↓
- 交付金（振込）受取  
協議会事務局では、原則15日締め30日払い、30日締め15日払い（祝祭日は次の日）  
としています。但し、**国（50%）、県（25%）、市町村（25%）交付金が協議会事務局に振込まれていることが前提となります。**

## 高度な保全活動 地域環境の保全（持続的な畦畔管理）

多面的機能支払交付金の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）でカバープランツ（地被植物）の設置ができます。

カバープランツの設置により、管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止することができます。



県内においても、実施されている活動組織があるようです。本年度、協議会事務局による現地研修会を開催することを検討しています。実施されたい活動組織がございましたら、協議会事務局にお知らせください。なお、協力して頂ける活動組織については、防草シート、カバープランツ等の資材に関して出来るだけ支援させて頂く予定です。

【鳥取県農地・水・環境保全協議会】担当 坂本、熊中 （0857）38-9500

## 平成 25 年度農地・水保管理支払交付金共同活動の実績まとめ

平成 25 年度の共同活動の収支実績を取りまとめた結果、支出の割合については、以下の通りでした。

日当の割合	組織数
50%未満	195
50～60%	60
60～70%	59
70～80%	43
80%以上	31
計	388

日当の割合が 50% 未満のうち、日当の支出が全くなかった組織が 17 組織ありました。各活動組織でいろいろ考えて活動されていることがわかります。

委託の割合	組織数
10%未満	60
10～20%	31
20～30%	26
30～40%	15
40～50%	13
50%以上	15
計	160

160 組織が委託を行っていることがわかりました。また、共同活動だけの組織ではなく、向上活動に取組んでいる組織も結構委託の実績がありました。

また、農村環境の保全のための活動（農業用水の保全、農地の保全、地域環境の保全）については、すべてのテーマを実施している組織は 12 組織、2 テーマ実施は 25 組織ありました。一番多い活動は、地域環境の保全（花壇、景観植物の植栽等）で 378 組織が取り組まれました。

## Q & A 財産管理台帳を作成しないとダメですか？

多面的機能支払交付金実施要領（資源向上支払交付金）によると、対象組織は、本交付金により取得し、又は公用の増加した財産について、様式 1-11 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなくてはなりません。（なお、施設の補修については、財産管理台帳を作成しなくてもよい。）

規定されている財産は、①不動産、②1 件の取得価格が 50 万円以上の機器及び器具、③交付規則別表（第五条関係）に掲げるもの（例えば、**構造物：農林業用のもの、主としてコンクリート造。舗装道路及び舗装路面：コンクリート敷、アスファルト敷**）

## 法面への小段（犬走り）設置 現地研修会

平成 26 年 6 月 13 日（金）八頭町山田地内に於いて法面への小段（犬走り）の設置 現地研修会がありました。

現地研修会では、多面的機能支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）において、高度な保全活動の一環として法面への小段（犬走り）の設置ができる為、今後犬走り設置に興味がある活動組織 2 組織が参加されました。



機械が下へ落下しないように上からロープで引っ張りながら作業します。



機械で小段を作成した後は、手作業で小段をキレイに手直ししていきます。

## 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動） 農村環境保全活動の事例紹介

県内で活動されている組織から提供された写真を利用させて頂いております。

テーマ	計画策定	啓発・普及	実践活動
生態系保全	<p>選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を<b>毎年度策定</b>する。</p> 	<p>【広報活動、啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置等の活動を行うこと。</li> </ul>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。</li> </ul>  
水質保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導</li> <li>助言を得るため集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>水質保全のために</b>、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。</li> </ul> 
景観形成・生活環境保全		<p>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。</li> </ul>  	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>農村の景観を良好にするために</b>、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。</li> <li>農用地、水路、ため池、農道、農村公園、親水広場、伝統的農業施設、農産物加工施設等を活用して<b>農村景観を良くするために</b>、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。</li> <li><b>地域内の景観保全及び生活環境保全のために</b>、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。</li> <li>はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。</li> </ul> 
水田貯留機能増進・地下水かん養		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>大雨時の水田での貯留効果を向上させるため</b>、畦畔の嵩上げ等を行うこと。</li> <li><b>大雨時の水田からの排水を調節するため</b>、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。</li> </ul>
資源循環		<p>【地域内の規制等の取り決め】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>資源の循環を推進するために</b>、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。</li> <li><b>地域において農業用水を有効活用するために</b>、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。</li> </ul>